

兵庫県公報

令和5年3月24日 金曜日 第398号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 兵庫県農業振興地域整備基本方針の変更（総合農政課）	2
○ 令和4年度地籍調査事業の実施の変更（農地整備課）	2
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	2
○ 同 上（同）	4
○ 家畜の予防注射の実施（同）	5
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	9
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	10
○ 平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	10
○ 平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成28年兵庫県告示第354号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成29年兵庫県告示第377号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成30年兵庫県告示第165号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	12

公 告

○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	12
○ 二級河川洲本川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	14

企業庁公告

○ 随意契約の相手方等の公示	14
----------------	----

人事委員会公告

○ 兵庫県職員技術系職種採用試験（春日程）の実施	15
--------------------------	----

教育委員会規則

○ 兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則	19
○ 兵庫県スポーツ推進審議会規則を廃止する規則	19

教育委員会告示

○ 平成9年兵庫県教育委員会告示第3号（個人情報保護に関する条例の規定に基づく法人の指定）の廃止	19
--	----

教育長訓令

兵庫県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
緑台(1) I (118000027)	川西市緑台6丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
水明台(5) (118000134)	川西市水明台1丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(3) (118000135)	川西市緑台5丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(4) (118000136)	川西市緑台5丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(5) (118000137)	川西市緑台7丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(6) (118000138)	川西市緑台7丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(7) (118000139)	川西市緑台7丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(8) (118000140)	川西市緑台7丁目（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第364号**

平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

水明台(1) I (118000020)の項中別図16を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
緑台(7) (118000139)	川西市緑台7丁目(別図1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
緑台(8) (118000140)	川西市緑台7丁目(別図2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第366号

平成31年兵庫県告示第175号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

福田第八(110010046)の項中別図37を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第367号

平成28年兵庫県告示第354号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

寺谷Ⅰ(126020075)の項中別図12を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第368号

平成29年兵庫県告示第377号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

秋葉台(2)Ⅰ(126020040)の項中別図34を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第369号

平成30年兵庫県告示第165号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

滝田(急)Ⅰ(126030026)の項中別図19及び小谷Ⅰ(126030049)の項中別図36を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第370号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第676号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を

解除する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                    | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 椿色(2) I<br>(123010028) | 養父市八鹿町石原(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 栄町(1) I<br>(123010055) | 養父市八鹿町九鹿(別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図33のとおり                      |

~~~~~

兵庫県告示第371号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第377号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内海(6) I (126020034)	朝来市和田山町林垣(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

~~~~~

### 兵庫県告示第372号

昭和39年兵庫県告示第332号の12(兵庫県の指定金融機関等の名称等)の一部を次のように改正し、令和5年4月3日から適用する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

3の表中

「

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 株式会社 SBI 新生銀行 | 兵庫県内及び大阪府内に所在する営業所並びに本店 |
|---------------|-------------------------|

」

を

「

|               |              |
|---------------|--------------|
| 株式会社 SBI 新生銀行 | 日本国内に所在する営業所 |
|---------------|--------------|

」

に改める。

## 公 告

### 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示